

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の 開催について

平成 28 年 4 月 21 日
内閣府子ども・子育て本部統括官
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
決 定
平成 29 年 9 月 7 日 改 正

1 趣旨

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会における検討を踏まえ、平成 27 年 4 月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成 28 年 4 月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

これらの取組を受け、国において、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することとする。

2 構成

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 有識者会議に座長を置く。
- (3) 有識者会議の委員は、座長の意見を踏まえて、必要に応じ、追加することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 主な検討課題

- (1) 事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等
- (2) 地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言
- (3) 事故報告、事故情報データベースの充実
- (4) 事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善
- (5) その他

4 庶務

有識者会議の庶務は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省子ども家庭局保育課の協力を得て、内閣府子ども・子育て本部において処理する。

5 その他

- (1) 有識者会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、内閣府子ども・子育て本部、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省子ども家庭局保育課が協議の上、定める。
- (3) 会議に参加する者は、本会議で知り得た有形・無形のすべての情報について、いかなる第三者に対し開示漏洩してはならない。ただし、すでに公知であった情報、本会議以前から所持していた情報、適正に入手した情報を除く。